

令和 7 年度 嘉手納町人材育成会【秋季・入学準備金】貸費生 募集要項

1 目的

嘉手納町の次代を担う優秀な学生生徒で、家庭の経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与を行うことにより、嘉手納町の人材育成を図り、教育の振興に資することを目的としています。

2 対象者

募集する対象者は次のとおりです。

- (1) 令和 7 年 9 月から国内の大学、短期大学、大学院、専修学校、その他理事会が認める教育機関（国外を含む）に入学する者又は入学予定者
- (2) 令和 8 年 4 月から国内の大学、短期大学、大学院、専修学校、その他理事会が認める教育機関（国外を含む）に推薦入試等による早期合格で入学する者又は入学予定者

3 貸与条件

次の条件を備えており、入学準備金の貸与を希望する者としします。

- (1) 日本国籍を有し、本町に 1 年以上住民登録する者、又は本町に 1 年以上引き続き住所を有する町民と生計を一にし、やむを得ず一時的に住所を異動している者
- (2) 学業成績及び操行が優れ、家計上学資の支出が困難な者（市町村民税が 40 万円未満の世帯）
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）、又は専修学校へ入学する者又は入学予定者
- (4) (3) 以外の者で嘉手納町人材育成会理事会が認める国内外の教育機関へ入学する者又は入学予定者
- (5) 貸与金を全額返済可能な者

4 貸与人数

若干名

5 貸与額

30 万円

6 貸与回数

貸与決定した当該学校入学時の一回限りとしします。

7 申請時の提出書類

貸与を申請する者は、下記書類を募集期間内にご提出ください。

- (1) 令和 7 年度嘉手納町人材育成会入学準備金借入申請書（様式第 1 号）
- (2) 成績証明書（申請時直近の成績証明）
- (3) 住民票謄本（本籍、続柄の表示のあるもの：申請者及び家族）
- (4) 令和 7 年度 町民税・県民税（課税・所得）証明書
（世帯用：申請者及び家族分）
- (5) 滞納なし証明書（申請者（納税義務がある者）及び保護者全員分）

8 連帯保証人

次の条件に該当する者が各 1 名必要です。なお、貸費生が理由なく償還義務を怠った場合、連帯保証人はその義務を負わなければなりません。

- (1) 保護者 ※原則として町内在住
- (2) 保護者以外で、独立の生計を営み、償還能力のある者

9 申請書の配布場所及び提出先

配布場所：嘉手納町人材育成会

（嘉手納町役場及び嘉手納町教育委員会のホームページからも確認できます。）

受付期間：令和 7 年 8 月 22 日（金）～ 令和 7 年 9 月 12 日（金）必着
【土日祝祭日は除く】

9 時～17 時 【12 時～13 時は除く】

提出場所：嘉手納町人材育成会（嘉手納町役場 3 階 社会教育課内）

〒904 - 0293 嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL 956 - 1111（内線 267・263）

10 選考方法

嘉手納町人材育成会理事会にて、提出書類を確認後、成績、世帯の所得状況（家庭の経済事情）等に応じ、貸費生を決定します。

※学業成績や世帯の所得状況等によっては、貸与対象外となる場合もございます。

11 選考結果の通知

選考結果は、理事会内で承認後、文書にて通知致します。

12 決定者への提出書類

承認された貸費生は、後日案内する期日までに下記書類をご提出ください。

対象者	提出書類
貸費生（本人）	1. 誓約書（保護者及び連帯保証人と連署） 2. 合格通知書又は合格内容が確認できるものの写し 3. <u>貸与金口座振込依頼書</u> ※ (通帳またはカードの写しを添付)
保護者	1. 誓約書（貸費生及び連帯保証人と連署） 2. 印鑑登録証明書
連帯保証人	1. 誓約書（貸費生及び保護者と連署） 2. 印鑑登録証明書 3. 住民票妙本（本籍の表示のあるもの） 4. 令和7年度 所得課税証明書 5. 滞納なし証明書 (市町村によっては「完納証明書」でも可)

※貸与金振込は、なるべく沖縄銀行の口座をご利用くださいますようご協力をお願い致します。

13 貸与方法

貸与決定者の提出書類の確認後、貸費生が指定する口座へ振り込みます。

14 貸与金の償還

貸与金は無利子であり、償還方法は下記いずれかより選択となります。

- (1) 当該学校入学後翌年の4月より、貸与総額に達するまで毎月1万円償還。
- (2) 当該学校卒業後翌年の4月より、貸与総額に達するまで毎月1万円償還。

【例】令和7年9月に4年制大学入学の場合 → (1) 令和8年4月から償還開始

(2) 令和12年4月から償還開始

※希望がある場合は、全部又は一部を繰上償還することも可能です。

15 その他

他団体の貸与制度との併用も可能です。